日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人金沢学院大学
② 設置大学名称	金沢学院大学
③ 担当部署	企画部
④ 問合せ先	076-229-8892　kikaku@kanazawa-gu.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 25 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kanazawa-gu.ac.jp/aboutus/information/
⑧本協会による公表	◉ 承諾する　○ 否認する

【備考欄】

本報告書は金沢学院短期大学を含む。

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ.「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神「愛と理性」は学則に記載されており、教育目標とともに HP に掲載されている。建学の精神は毎年学生に配布される「学生便覧」にも掲載されており、多様なステークホルダーに対して明示されている。
実施項目１－１②	**説明**
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	3 つのポリシーは HP で広く公表しており、学生に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、各学部等において自己点検・評価に基づき、毎年見直しを行い、教育の質の向上に努めている。
実施項目１－１③	**説明**
教学組織の権限と役割の明確化	教学組織の権限と役割は、組織規程において以下のように明記されている。大学長は大学及び所属する機関の学務について総括し、大学を代表する。短期大学長は短期大学及び所属する機関の学務について総括し、短期大学を代表する。大学、短期大学ともに必要に応じて副学長または学長補佐を置くことができる。副学長は学長を補佐し、学長に事故のある時はその職務を代行する。学長補佐の職務は副学長に準ずる。 教学に関する重要事項は教学審議会で審議され、議長は学長が務める。教授会では各学部の重要事項が審議されている。それぞれの会議にて学長に意見を述べることができる事項等については学則に明記されており、教学組織の権限と役割は明確になっている。
実施項目１－１④	**説明**
教職協働体制の確保	現在、理事長が大学及び短期大学の学長補佐を兼務しており、また副理事長のうち 1 名は大学副学長を兼務していることから、法人と教学間の情報共有を容易にできる体制が整っている。また、教務委員会や学生募集委員会などの各種委員会には委員の教員に加え事務担当部署が配置されており、教職協働体制が十分に確保できている。

実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント規程及びスタッフ・ディベロップメント規程に基づき、FD・SD 委員会が毎年実施するテーマに加え、新規に研修を実施するべきテーマを選定し、研修を開催している。FD・SD は基本的に同時に開催をしているため、今後それぞれの課題や必要性に応じた研修の実施を検討している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教学と法人の見解を基に、教育計画・財務・設備・学生募集・組織運営について 5 ヵ年の中期計画を作成し、理事会の審議を経て決定している。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度作成している事業報告書に基づき、関係部署が点検を実施し、中期計画の進捗管理を行っている。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では多様な分野における人材需要に応えるため、学部学科の改組や新設を含む教育体制の充実を図り、令和６年度に本学初の理系学部である情報工学部を開設し、令和９年度には文理融合の経済学部経済情報学科を新設するなど、時代が求める人材の育成に努めている。また、正課内外においてキャリア支援プログラムが実施され、就職支援部を中心として、学生の適性や希望に応じた就職をサポートする体制が整っている。
実施項目２－１②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学では地元の金沢市を含め、複数の周辺自治体との連携協定を締結しており、食文化の継承、伝統芸能、スポーツイベント等各学部の特色を生かした取り組みを行っているほか、能登半島地震のボランティア活動などにも学生が積極的に参加して、地域の課題解決に貢献している。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学では、入学試験における女子特別推薦枠の設置、社会人の積極的な受け入れ、障害のある学生の修学支援委員会を中心とした合理的配慮の必要な学生のサポート体制、国際交流センターと連携した外国人留学生等の支援など、多様な背景を持つ学生を受け入れる学内環境・体制の整備に努めている。
実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	本学では、理事 10 名中 3 名、評議員 12 名中 3 名が女性であり、役員等への女性登用に配慮している。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成は私立学校法第 31 条を遵守することとしており、職務や選任方法については「寄附行為」に明記していることから、選任過程の透明性は確保できている。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会・評議員会の役割及び責務については、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に明記されている。理事会での決定の際に、予め評議員会の意見を聴かなければならない事項についても明確に定められており、双方の建設的な協働と相互牽制体制が確立されていることから、運営の透明性は確保できている。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会等において、大学及び高等教育の現状等に関する情報提供を定期的に行い、学校法人の適正な運営に必要とされる識見を修得できるよう努めている。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任方法については「寄附行為」に明記されている。監事は独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止できる者としており、選任過程の透明性を確保できている。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査の責任者である内部監査室長が、理事会開催前等の適切な時期に監事との事務連絡や情報交換等を行っている。

実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事業務をサポートする担当者として、財務部長がその任に当たっており、監事との事務連絡及び法人運営の定期的な情報提供を適宜行っている。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や属性・構成割合については「寄附行為」に明記されている。法人職員、卒業生、学識経験者より構成され、法人設立の経緯や建学の精神との調和に配慮して、選任過程の透明性を確保できている。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の職務等については「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に明記されている。理事会・評議員会において、それぞれ決議が必要な事項について決議が異なる場合の協議についても「寄附行為」に定められており、双方の建設的な協働と相互牽制体制が確立されていることから、運営の透明性は確保できている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会等において、大学及び高等教育の現状等に関する情報提供を定期的に行い、学校法人の適正な運営に必要とされる識見を修得できるよう努めている。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	本学では、火災や地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的とした防火・防災管理について「消防計画規程」を定め、毎年点検・見直し等を行い、訓練を通じて学内に浸透するよう努めている。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学では、倫理法令の遵守の推進について「コンプライアンス規程」を定め、教職員がコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公平かつ公正な業務の遂行に努めるよう明記している。コンプライアンスに関する点検・評価または相談・通報窓口として、コンプライアンス室を設置し、体制を整備している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	教学運営・経営の透明性を高め、社会に対する説明責任を果たすため、教育研究活動や経営に係る情報について積極的に公開することに努めている。
実施項目４－１②	**説明**
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	HP の「情報公開」を中心に情報を提供し、財務関連の専門用語などわかりにくいものには説明を加えるなど、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
該当なし	